

利府町高齢者の居場所づくり活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、自由に集い、交流することを通じて、高齢者の孤立化や閉じこもりを防止するために、地域の住民や団体が主体となって設置運営している地域における身近な居場所づくりの活動等に要する経費について、予算の範囲内において利府町高齢者の居場所づくり活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、利府町補助金等交付規則（平成13年利府町規則第3号。以下「規則」という。）及び利府町補助金等交付基準（平成22年利府町訓令第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「居場所」とは、地域の集会所等の建物その他の建物であつて、補助を受ける団体等が利府町内に占有できる建物等のスペース等のうち、高齢者同士、又は高齢者と各世代との交流を図るために自由に集える場をいう。

(補助の対象)

第3条 補助対象とする居場所は、利府町内に設置され、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

(1) 設置目的

高齢者が自由に集うことができ、高齢者同士、又は高齢者と各世代との交流を促進し、地域からの孤立化を防ぐことにより、認知症の早期発見や介護予防等を図ることを目的として設置されたもので、かつ、継続して事業が実施できるものであること。ただし、以下のものを除く。

ア 専ら特定のサークル活動等を行うことを目的に設置されたもの

イ 営利、政治的又は宗教的な活動を目的とするもの

(2) 活動時間

前号の設置目的に沿った活動が原則として、1回当たり2時間以上実施されていること。

(3) 運営主体

利府町内の住民や団体が主体となっていること。

(4) 利用対象者

利府町内に居住する65歳以上を含めた住民を対象としていること。

(5) 利用人数

1 回当たりおおむね 65 歳以上の高齢者 5 名以上が利用していること。

(6) 開催場所

利用対象者の誰もが気軽に利用できるスペースであって、本事業に供される部分が他の事業に供される部分と明確に区分されていること。スペースの形態は問わない。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら特定のサークル活動等を行うためのもの

イ 政治的又は宗教的活動を目的とすると認められるもの

ウ 公序良俗に反すると認められるもの

(7) 適切な人員配置

設置目的に沿った活動が自主的かつ安全に行われるよう、利用者の世話をを行う者の常駐等の適切な人員配置が行われていること。

(8) 利用料

原則として、飲食代や材料費等の実費負担を除き、無料であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金は、居場所の設置及び運営に要する経費のうち、別表に掲げるものを対象に交付する。ただし、次の各号に該当する経費については、対象としない。

(1) 居場所の運営に係る人件費

(2) 食糧費

(3) その他町長が補助対象として適当でないと認める経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第 6 条 補助対象の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、年度途中において居場所が開設されたときはその翌月から、廃止されたときはその月までをそれぞれ補助対象期間とする。

(交付の申請)

第 7 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書は、様式第 1 号によるものとし、その提出期限は町長が別に定める日とする。

2 規則第 3 条第 2 項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書及び収支予算書

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第 8 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、様式第2号により町長の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、経費区分の欄の各項目相互間の10分の2以内の変更をする場合においては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得した備品は、取得財産等管理台帳を整え、善良な管理者の注意をもって管理し、その効果的な運用を図るとともに、補助事業終了後も、その保管状況を明らかにすること。当該資産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合は町長の承認を受けること。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、様式第3号によるものとする。

2 規則第12条第2項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書及び収支決算書
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、補助金を概算払により交付できるものとする。

2 前項ただし書の規定による補助金の概算払の交付を受けようとするときは、あらかじめ町長に利府町高齢者の居場所づくり活動支援事業補助金概算払承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する利府町高齢者の居場所づくり活動支援事業補助金概算払承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その適否を利府町高齢者の居場所づくり活動支援事業補助金概算払承認(不承認)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還)

第11条 補助を受けた団体等が偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けた場合、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。また、補助金

の交付後活動を中止した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金額
居場所の設置、運営に必要な備品（テーブル、椅子、レクリエーション物品等）の購入に要する経費	年間活動日数が3日を超える団体 1団体当たり50,000円以内（1団体につき1回に限り補助を受けることができるものとする。ただし、当該補助を受けた年度の翌年度から起算して3か年度を経過した場合にあっては、再度補助を受けることができるものとする。）
居場所の運営に要する経費等（施設の賃借料、光熱水費、通信費、資料代等）	1団体当たり2,000円に年間活動日数を乗じて得た額（当該額が50,000円を超えるときは50,000円）以内
研修会等に係る講師謝金	1 年間活動日数が3日以上7日未満の団体 1団体当たり7,000円以内 2 年間活動日数が7日以上の団体 1団体当たり14,000円以内